①内部監査（競争的資金の監査・標準会計監査）に係る結果報告

平成27年2月16日

株式会社財務向上プロジェクト
代表取締役・公認会計士
手島貴弘

１．はじめに

【自己紹介（職歴）】

H15まで：独立行政法人・国立大学法人の監査・法人化 支援業務に従事

H16　　：国立大学法人会計監査担当（以上監査法人時代）

H17以降：監査法人退職、独立後、国立大学法人の会計業務支援、研修、税務申告、内部監査支援に従事。

このほか、公立大学法人や地方独立行政法人の法人化、研修、会計業務支援、税務申告等にも従事

【貴学の内部監査にかかわった経緯】

当初は研修や会計相談業務に従事

不正調査業務に委員として参加

H20より内部監査チームに参画（内部監査に従事する法人職員の業務に関する知識に加え、外部の監査・会計専門家による監査技術、会計知識等の融合により、効果的で効率的な内部監査の実施を支援する目的）

＜目次＞

１．はじめに　１

２．内部監査の概要説明

（１）国立大学法人を取り巻く環境　３

（２）内部監査の位置づけ・目的　７

（３）内部監査がもたらす効果　１０

（４）本学における内部監査実施状況　１１

３．内部監査に従事した所感

（１）全般的な所感　１２

（２）個別事項に関する所感　１７

2. 内部監査の概要説明
（1）国立大学法人を取り巻く環境1/4

内部監査の必要性

- 法人内部の制度構築・運用は**法人の自主性**に委ねられる。
 ⇒自主的な点検の必要性
 ⇒点検による経営や業務の効率化や実効化が必要

研究不正等のリスク

- 事前統制から**事後評価**に軸足が移された。
- 競争的環境が進み、**研究資金も大型化**の傾向にある。
 ⇒短期間での成果獲得に対する期待
 ⇒多額の予算執行による煩雑な事務手続を回避する意識

- 公的研究費については、一部を除き、**単年度会計の縛り**が存在する。
 ⇒研究の進捗と期間が必ずしも一致するわけではない
 ⇒せっかく確保した資金の返納を厭う傾向
 ⇒私的流用でない場合（預け金等）、罪の意識が低い

不正経理等のリスク

２．内部監査の概要説明
（１）国立大学法人を取り巻く環境2/4

【不正経理（研究費不正）の要因】

- **研究者の意識**の問題
 ⇒自己獲得研究費＝自分のお金という意識
 ⇒私的流用ではなく研究のためならば許されるという誤解

FD等を通じで啓蒙、意識の高揚を図る（内部監査では、その取組状況について検証）

- **研究機関の組織**の問題
 ⇒体制整備が不十分
 ⇒発注や検収の仕組みが不十分

どこまで仕組みの精度を上げるか？運用は？（内部監査では、運用状況の検証に合わせ、仕組みの適否等も検討）

- **公的研究費制度**の問題
 ⇒一部を除き、単年度会計
 ⇒繰越、費目間の流用が硬直的
 ⇒制度ごとにルールが異なりわかりにくい

制度の改善は交付主体側の責任（内部監査では合規性の観点から検証）

（文部科学省競争的資金調整室資料（H25）より）

２．内部監査の概要説明
（１）国立大学法人を取り巻く環境3/4

【不正経理の事例（最近の報道より）】

■北海道大学（H23発覚）

預け金（59名、534百万円、一部私的流用）

税務調査で発覚

■東京工業大学（H25発覚）

預け金及び学生謝金・旅費の還流（19百万円、私的流用あり）

秘書の経理ミスの調査の過程で発覚

（このほか、学長候補者が2名続けて預け金のため、学長就任辞退。評価委員会の評価（法令順守）が最低ランクに。

■京都大学（H26発覚）

学生のカラ謝金・旅費の還流（4百万円、研究室の飲食に使用）

内部通報により発覚。

２．内部監査の概要説明
（１）国立大学法人を取り巻く環境4/4

【ガイドラインの制定】

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の制定（H19/2、H26/2改正）

⇒体制整備の実施状況の報告が必要

⇒文科省により分析・結果の公表

⇒文科省により現地調査の実施

【罰則等の強化】

⇒応募資格停止ペナルティの強化（H24）

【参議院での警告決議】

「大学等研究機関の公的研究費に係る不適切な会計経理について」（H25/5）

⇒不正経理への遺憾の意の表明

⇒研究機関等の指導、不正経理防止体制構築を警告

体制整備、適正運用、自己点検の必要性がこれまで以上に高まり、内部監査の重要性も一層増大

2. 内部監査の概要説明
(2)内部監査の位置づけ・目的1/3

【内部監査の法的根拠】

監事監査(法人法11条4項)、会計監査人監査(法人法35条で準用する独立行政法人通則法38条2項)

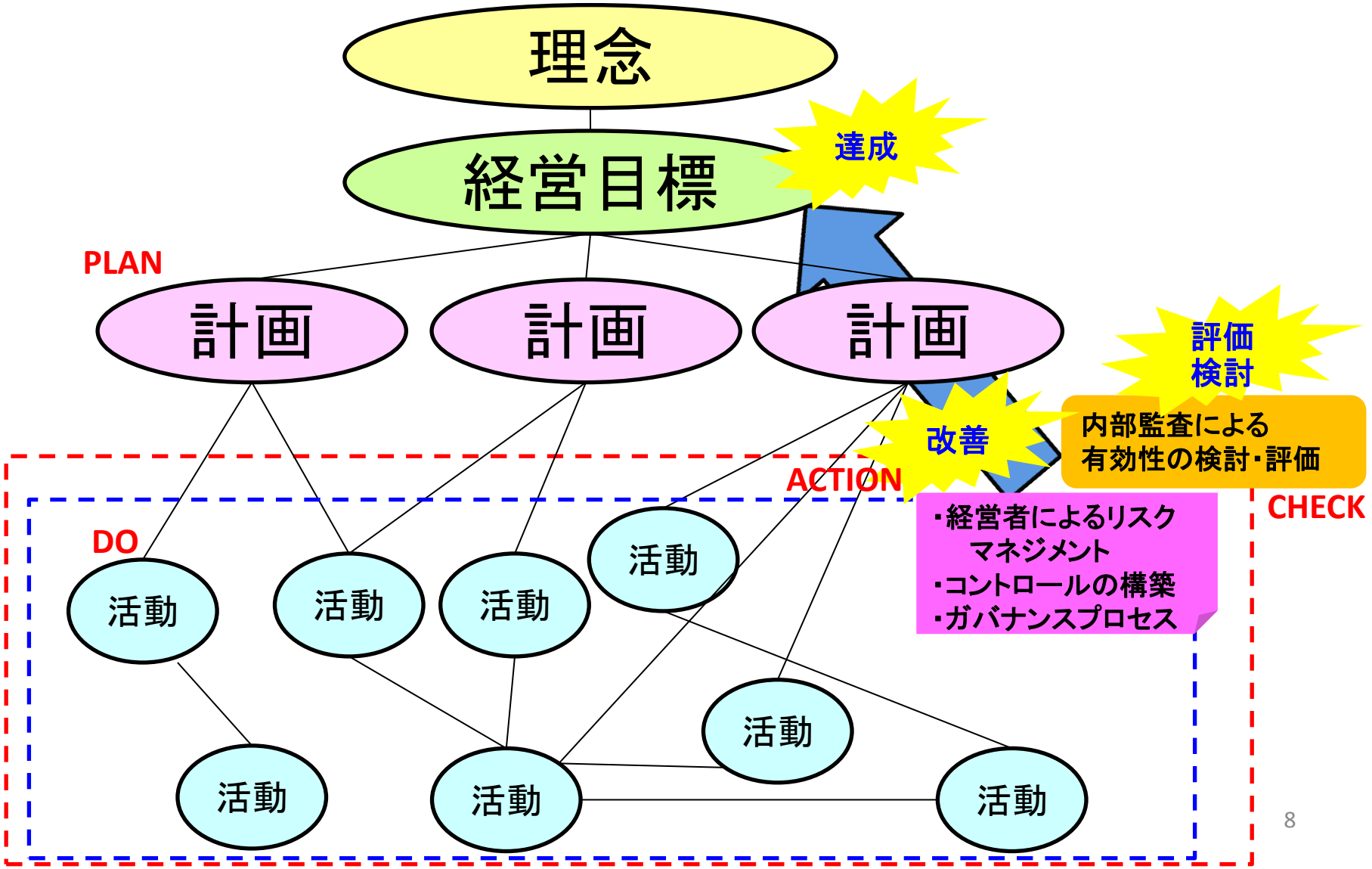
⇒内部監査は法的根拠はないが、経営者がその判断により、必要に応じて設置するものである。

内部監査とは、組織体の**経営目標の効果的な達成に役立つ**ことを目的として、**合法性と合理性の観点**から**公正かつ独立の立場**で、**経営諸活動の遂行状況を検討・評価**し、これに基づいて**意見を述べ、助言・勧告を行う**監査業務、および特定の経営諸活動の支援を行う診断業務である。

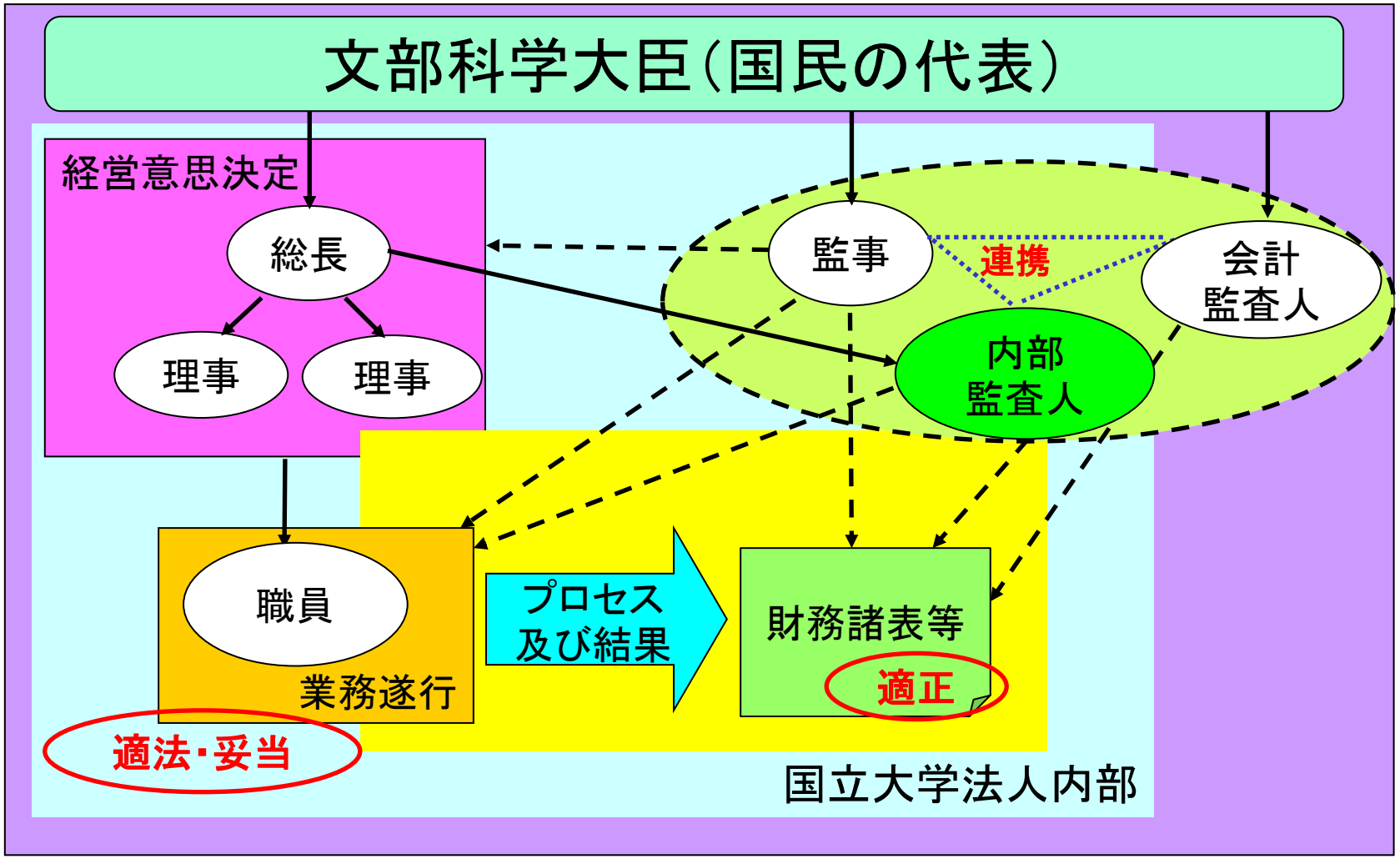
(一般社団法人日本内部監査協会による内部監査基準　平成16年6月)

・合法性と合理性
　⇒(3)内部監査がもたらす効果参照
・公正かつ独立
　⇒東北大学監査室～**特定の部局に属さず、総長直属の組織**
・諸活動の遂行状況を検討・評価
　⇒**会計に限らず業務全般に及ぶ**

2. 内部監査の概要説明
(2)内部監査の位置づけ・目的2/3



2. 内部監査の概要説明
(2)内部監査の位置づけ・目的3/3



業務監査(役員)の領域	業務監査(職員)の領域	会計監査の領域

→ 任命または選任

- - - → 監視・監査

２．内部監査の概要説明

（３）内部監査がもたらす効果

【合法性と合理性の観点】

- 法令・規則等の遵守（**合規性**）
- 効率的で効果的な事業の実施（3E）

経済性（Economy）：無駄な支出となっていないか

効率性（Efficiecy）：成果に対し最少の経費・労力で事業が執行されているか

有効性（Effectiveness）：目的に見合う成果があるか

⇒本学では、内部監査では**合規性の観点をベース**としながらも、**不必要な支出ではないかの検討**や、**事務の効率化や統制の実効化を意識**し、場合によっては手続やルールの見直しを求めることで、効率的で効果的な事業の実施に寄与している。

また、内部監査の受検や指導・指摘を通じて、**事業実施主体が業務を見直す**ことも同様の効果をもたらす。

加えて、単なる指摘事項等の報告にとどまらず、**部局の取り組み事例についても取り上げ**、事務レベルの維持向上に資する仕組みを全学で共有できるよう、工夫している。

批判的機能にとどまらず、**指導的役割**も果たしている。

２．内部監査の概要説明
（４）本学における内部監査実施状況（H23～）

【会計監査】
　標準会計監査
　競争的資金の監査）
【業務監査】
　情報セキュリティ
　安全衛生管理
　文書公印管理
　安全保障輸出管理
　人事業務
　ハラスメント
【フォローアップ監査】
　改善状況、対策の効果の検証

内部監査では、会計監査だけではなく、業務監査も実施

各監査項目は相互に関連しており、内部監査の実施により、問題点が浮き彫りになる。

３．内部監査に従事した所感
（１）全般的な所感1/3

【内部統制全般についての監査実施状況】

- 必要な情報の周知状況の確認
 ⇒通知文書、新任者等、通報制度など
- 業務フローの確認
- 研究室とのコミュニケーションの状況の確認

（加えて、必要に応じて）

事務長ヒアリング、研究者ヒアリング、謝金受給者ヒアリング、旅行者ヒアリング、遠隔地、小規模組織への往査等の実施

３．内部監査に従事した所感
（１）全般的な所感2/3

- 必要な制度構築（内部統制）は**一定水準以上**にある。
- 事務レベルも総じて高く、事務部門において実施可能な手続は各部署で**おおむね確実に実施**されている。
- 事務部門以外（**研究室**）での統制については、**個体差**が大きい。

⇒事務部門に提出される時点では整合性が取れており、事務部門でのチェック上は問題なしとなっているものの、書類等の作成経緯をヒアリングすると、やや心配なものもないわけではない。

３．内部監査に従事した所感
（１）全般的な所感3/3

（続き）

他法人の不正経理事例を見る限り、**事務における標準的な牽制の仕組みが及ばない事例**（預け金、出張・謝金の還流）が多く、対応が難しい（牽制を厳しくすれば防止や発覚につながる可能性も高まるが、**コストや人的資源の配分の問題、組織の構成員の士気の問題**など、配慮すべき点も多い）。

発覚の経緯も、**税務調査**や、**内部告発**など、通常の内部統制外によるものが多い。

最終的には組織の構成員の意識に大きく依拠することとなるため、**教職員の意識の醸成や高揚を組織としていかに果たしていくかの仕組みづくり**が重要ではないか（個々人の努力に委ねるのではなく、組織として意識を高める仕組み、工夫をいかに実施できるか）。

３．内部監査に従事した所感
（１）全般的な所感（参考、統計データ）1/2

【発覚の契機】

報道、業者等の申告を踏まえた内部調査（55%）、
内部通報（20%）、内部監査（15%）、会計検査院（10%）

【不正の態様】

物件費の預け金（56%）、カラ出張等（20%）、カラ謝金（8%）

【不正実施主体】

教授（59%）、准教授（17%）/単独実施（92%）、複数（8%）

【不正の動機】

個人的原因（41%、**研究上の便宜のため等**）、組織的原因（25%、ルールの周知不足、上司の意向、体制不備等）、制度的原因（34%、**年度内使い切り等への対処**のため）

（文部科学省競争的資金調整室資料（H25）より）

３．内部監査に従事した所感
（１）全般的な所感（参考、統計データ）2/2

【不正使用発生の組織的要因】

検収業務（37%）、**関係者の意識（17%）**、旅費（10%）、**情報伝達（8%）**、発注業務（8%）

【再発防止策】

納品検収体制の強化（72%）、**説明会や研修の充実（67%）**、内部監査の充実（50%）、取引業者の選定・管理体制の強化（44%）、**マニュアル、ハンドブック等の充実（39%）**、旅費等に関するチェック機能の強化（28%）、日常的モニタリングの強化（28%）

（文部科学省競争的資金調整室資料（H25）より）

３．内部監査に従事した所感
（２）個別事項に関する所感

【内部統制面に関して】

研究室での書類の確認状況（秘書任せで教員の確認が形骸化しているケース）

⇒**アカウンタビリティ**（説明責任）の意識の欠落

システム上の起票者・確定者が同一

⇒紙面上の**決裁が機能しない**恐れ

通知文書の周知や決裁が不十分なケース

⇒**教職員の意識付け**が適正な業務実施の最後の砦